

## 34講 応招義務

弘前簡裁平成23年12月16日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所  
 弁護士 伊藤 敬文

## ◆事案の概要

患者夫妻は、平成20年2月1日に被告大学付属病院において不妊治療の診察を受け、同年5月2日までに不妊治療を開始したが、平成22年8月に至っても妊娠することはなかった。

平成22年8月5日、患者夫妻は、妻から採卵して培養したが胚移植に至らなかったのは被告大学付属病院の卵子培養に過失があったからだと、被告大学に対し慰謝料の支払いなどを求める訴訟を提起した(以下「先行訴訟」という)。

同年9月13日、被告大学付属病院は、患者妻に対し、「転医及び診察延期のお願いについて」と題する書面(以下「本件書面」といいます)を送付した。本件書面の内容は「本院といたしましては、診察は患者さんと医師との信頼関係の上に成り立つものと考えております。しかし、この度、残念ながら係争に至りましたことにより、裁判の当事者間での今後の診察は、困難であると思慮いたしております。つきましては、転医につきましてご検討いただき、小職までご連絡をお願いいたします。なお、ご連絡をいただけるまで、来る9月24日(金)のご予約も含め、診察は延期とさせていただきます。よろしくお申し込み申し上げます」というものであった。

患者夫妻は、被告大学付属病院が本件書面を送

付した行為は医師法19条1項の診察拒絶に当たり、これにより精神的苦痛を被ったとして被告大学<sup>i)</sup>に対し、それぞれ70万円の損害賠償を求める訴訟を提起した。訴訟では主に、本件書面の送付が医師法19条1項の診察拒絶に当たるか(争点①)、仮に当たるとして応招義務に係る正当事由があるか(争点②)が争われた。

## ◆判決の要旨

本件書面の内容からは、被告大学付属病院が明確に診察を拒絶したとはいえないが、患者妻の予約を取り消し、転医の連絡をするまでは診察を延期するというものであるから、患者妻から採卵して培養したうえ胚移植するという診察の内容によれば、実質的に診察拒絶に当たるとした(争点①)。

もっとも、診察の実施にあたっては、医師と患者の間の信頼関係が必要とされることを前提に、本件においては、先行訴訟の請求の内容および訴状の記載内容から、患者妻と被告大学付属病院との信頼関係は失われており、その診察・治療に緊急性はなく、被告大学付属病院の代替機関も存在していたのであるから、被告大学付属病院の診察拒絶には正当理由が存在する(争点②)として、患者夫妻の請求をいずれも棄却した。

## ◆この判決をどう理解するか

医師は「診察治療の求があった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」(医師法19条1項)とされており、これを一般に応招義務という。応招義務に関しては、救急患者の場合(いわゆるたらい回しの事案など)に問題にされることが多い<sup>ii)</sup>が、本件はそのような緊急性のない患者について、応招義務が問題にされた事案であり、比較的珍しいものといえる。

判決では、本件書面の内容を形式的にみるのみでなく、患者妻が受けていた診察の内容をも考慮して、実質的にみて診察拒絶に当たると判断した(もっとも、この点について、後述の控訴審においては、自発的に転医を促したものであり診察拒絶に当たらないとされており、現実の対応を検討するにあたり参考になる)。

そのうえで、(a)医師と患者の間の信頼関係が失われていること(b)患者の治療・診察に緊急性がないこと(c)代替する医療機関などが存在することという三つの要件を挙げて、これを満たす被告大学付属病院の診察拒絶については「正当な理由」が

あるとしたものである。

簡易裁判所における判断ではあるものの、前記三つの要件は診察拒絶の「正当な理由」の有無についての一定の指標となるものと思われる。

なお、本件については控訴がなされたが、控訴が棄却され確定している。そのほか救急患者以外で応招義務が問題になったものとして、東京地裁平成17年5月23日判決などがあるので参考にしていただきたい。

## ◆この裁判例からどう学ぶか

- ①患者との関係悪化などにより診察を続けられないと判断される場合であっても、診察拒絶との指摘を受けないよう慎重な対応が必要である。
- ②やむを得ず診察を拒絶する場合には、前記(a)~(c)の要件を意識して対応する。

i) 本件では、被告大学付属病院の産科の責任者とされるB医師も被告とされていたが、紙面の都合により割愛する。

ii) 神戸地裁平成4年6月30日判決など。